



違法駐車を取り締まりが厳しくなりました！

短い時間だけでも“放置車両”として確認されると、
放置車両確認標章が貼り付けられます。

- 買い物
- 食事
- 待ち合わせ など

「ちょっとだけ」と安易な気持ちで路上に停めないで、駐車場を利用して下さい。

万一ご利用期間中に放置駐車違反の確認標章が貼り付けられますと・・・。

警察署より当社へ連絡が入ります。その後、お客様にレンタカーの移動要請と警察署への出頭依頼を当社よりご連絡させていただきます。

レンタカーをご返却される前に

必ず警察署へ出頭し、所定の手続きと反則金の納付を完了して下さい。

ご返却時までに領収印の押された「領収証」と「警察で受け取った書類等」を当社スタッフにご提示下さい。

返却時に反則金の納付が完了していない場合は、放置駐車違反に関する当社所定の「自認書」に署名をして頂きます。

●違反処理をしていただけなかった場合・・・

警察、公安委員会及びレンタカー協会に報告するとともに、当社並びにレンタカー協会加盟店各社での今後のレンタカー貸渡しをお断りいたしますのでご了承ください。